**介護保険住宅改修のご案内**

介護保険制度では、要介護（支援）認定をお持ちの方が、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修（リフォーム）を行った際に、住宅改修費が支給されます。改修を始める前に、申請が必要です。改修前に必ず担当のケアマネジャー、または高齢者介護課へご相談ください。

**住宅改修の流れ**

**ケアマネジャー等に相談**

担当のケアマネジャー（いない場合は高齢者介護課、地域包括支援センター）に相談し、

改修箇所、改修業者を決める。　※改修業者の指定はありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**市へ改修前の申請（必要書類は裏面記載）**

ケアマネジャーや改修業者が代行で申請することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**改修工事確認書の交付**

確認書の交付を受けずに改修工事を始めた場合、給付が受けられません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**住宅改修工事施行**

途中で改修工事内容に変更が出た場合、必ず高齢者介護課へご連絡ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**市へ改修後の申請（必要書類は裏面記載）**

審査後、指定した口座へ住宅改修費が振り込まれます。（申請の翌月末ごろ）

**支給の対象となる改修の種類**

**①手すりの取り付け**

廊下、トイレ、浴室、玄関等、転倒防止や移動のための手すりの取り付けなど

**②段差や傾斜の解消**

　スロープ、踏み台の設置、床の段差を解消するためのかさ上げの工事など

**③滑りの防止及び移動の円滑化のための床・通路面の材料の変更**

　畳からフローリングへの変更など

**④引き戸等への扉の取り換え、扉の撤去**

　開き戸から引き戸への扉の取り換えなど

**⑤洋式便器等への便器の取り換え**

　和式便器から洋式便器への取り換えなど

**⑥その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事**

**利用限度額**

住宅改修の利用限度額は、２０万円です。

1割負担の方　 介護保険給付上限額１８万円　（　**自己負担額２万円**）

２割負担の方　 介護保険給付上限額１６万円　（　**自己負担額４万円**）

３割負担の方　 介護保険給付上限額１４万円　（　**自己負担額６万円**）

　※２０万円を超える改修工事をした場合は、超えた金額は全額自己負担となります。

２０万円以下の改修工事をする場合は、複数回に分けて利用することが可能です。

**必要書類**

　【事前申請（改修工事前）】

□　支給申請書

□　住宅所有者の承諾書　（所有者が本人以外の場合のみ）

□　住宅改修が必用な理由書　（ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター等が作成）

□　工事内訳書　（材料費、施工費、諸経費が分けて記載してあるもの。

　　　　　　　　　　　　複数個所の改修がある場合は、改修箇所ごとに記載してください。）

□　改修部分が分かる家の間取り図

□　工事前の写真（改修箇所、撮影日が分かるもの。）

　 　※段差解消の改修をする場合は、段差が分かる写真を撮影してください。

　【事後申請（改修工事完了後）】

□　請求書（市指定用紙）

□　住宅改修に要した費用の分かる領収書原本　（宛名は被保険者本人に限る）

□　工事内訳書

□　完成後の写真　（改修前の写真と同じ角度で撮影したもの。撮影日が分かるもの。）

　　 ※スロープや踏み台をつける改修の場合は、固定されていることが分かる写真を撮影して

　　 ください。

**受領委任払い制度があります**

介護保険における住宅改修費の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後に保険給付分の支払いを受ける「償還払い」を原則としています。ただし、利用者の一時的な負担軽減のため、利用者の支払いが１割～3割（負担割合による）で済む「受領委任払い」があります。受領委任払いを利用した場合、保険給付分は施工業者へ振り込まれます。

※申請方法が償還払いと異なりますので、事前にお問い合わせください。

**問い合わせ先**

秩父市高齢者介護課 ☎　０４９４－２５－５２０５

秩父地域包括支援センター ☎　０４９４－２２－２５８２

吉田地域包括支店センター　 ☎　０４９４－７７－１１３４

大滝・荒川地域包括支援センター ☎　０４９４－５３－１０１４